



こども**誰**でも
通園制度

湖西市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

—令和8年4月運用開始に向けた進捗状況—

2026.1.23 第2回子ども・子育て会議

制度の概要

実施内容（予定）

【利用条件】

利用したい施設での**事前面談**が必須

月10時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用**

1時間当たり300円の利用者負担

【利用対象者】

保育所、こども園、幼稚園等に通園していない、0歳6ヶ月以上満3歳以降最初の3月31日を迎えるまでのこども

※国の基本制度は満3歳までとなっているが、湖西市独自の取り組みとして、3月31日までの期間こども誰でも通園制度として実施する。

※国給付金の対象は満3歳までのため、市独自の延長期間の利用については、事業者又は利用者の負担で利用できるものとする。

【実施事業所】

子育て支援センターや民間こども園など7か所の事業所が実施を予定。

一般型：3施設

余裕活用型：4施設

※公立事業所は4月1日より利用開始予定。民間事業所の実施開始時期は未定。

公定価格 | 国から給付される「乳児等支援給付費」

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

利用までの手順

「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用して申請

- ①市保育幼稚園課に、乳児等支援給付に係る認定申請
- ②市保育幼稚園課が認定証を発行
- ③利用希望事業所へ事前面談を申請
- ④利用希望事業所を訪問し、事前面談を実施
- ⑤事前面談の結果により、受入れ可否の判定を受ける
- ⑥事業所が設定した利用可能枠内で利用予約を申請
- ⑦事業所が予約確定処理をし、予約確定メールが届く
- ⑧利用



こども誰でも通園制度
ポータルサイト

今後のスケジュール

		1月	2月	3月	4月
事業者	認可・確認申請	●	→		
	事前面談受付		●	→	
	事前面談		●	→	
	利用予約枠の設定		●	→	
	利用開始			●	→
利用者	認定申請		●	→	
	事前面談申請		●	→	
	事前面談		●	→	
	利用予約		●	→	
	利用開始			●	→
保育幼稚園課	事業者認可・確認	●	→		
	利用者認定		●	→	
	広報・周知	●	→		